

play here approach

1. まず、はじめに。「電球が欲しいのではなく、光が欲しい」ということから考えるべきこと

電球が欲しい。それは実際のところ、光が欲しいという気持ちから来るものです。で、あるならば、電球以外にもその気持ちを満たす方法は多くあります。例えば、ろうそくを灯す、窓をつくる、カーテンをあける、晴れの日を待つ、と色々と挙げていくことができます。そのようにして、気持ちの根のところをしっかりと見つめると、手段や選択肢が増えていきます。そして、それはきっと社会を、暮らしを、豊かにしていくこととつながるはずです。

ここで遊ぼう。誰もがそれを叶えることができる街を目指す。では、このプロジェクトが見つめるべき根はどのようなものか。広く、深く、お話をお伺いしたり、調べたりしていくなかで、まず、その問いを大切にしたいと考えました。

2. どのような困難を解決すべきか？問題の根はどこにあるのか？

その根のところに着眼し、大別すると以下の3つの困難が当事者の方に生じていると考えます。そして、それは社会側の配慮や調整の不足によるものです。であるからこそ、社会的にそれらを解決していきたい。それがこのプロジェクトの願いです。なお、これらの事項は、令和6年の調査業務を通して考察を深め、随時更新していきます。

困難な眼差し

多数派側からみると少数派が奇異な存在に映ることがあります。そして、少数派に置かれた方々は、多数派からの奇異な眼差しにさらされることとなります。同じ人権を持ち、同じ人間であるにも関わらず、その眼差しは、少数派の安心感を奪うこととなります。

困難な約束事

約束をしたつもりがあるかどうかは置いておいて、守らなければいけない約束事のようなものが多くあります。それは暗黙のルールと呼べるものですが、それは集団生活を潤滑にする働きがある一方で、暗黙が故に、分かりづらかったり、その約束事の妥当性が吟味されることなく一方的に振りかざされるものになってしまうことがあります。

移動の困難

あたりまえにある移動の自由というものが、そうではない状況に置かれた方々が存在します。子どもの安全安心に気を張り続けなければ、目的地に到着することもままならない。兄弟姉妹を連れて、みんなで公園に行くということがままならない。仮に公園が誰もが遊びやすい状況になったとしても、それは十全ではありません。

3. どのような判断材料を確保すべきか？どのような定量・定性データであるべきか？

例えば以下のような、このプロジェクトが持つべき判断材料を明確にし、それらを豊かにしていきつつもその成果を随時公開していきたいと考えています。

- ・公園の遊具の老朽化状況
- ・トイレの整備状況やインクルーシブ対応状況
- ・公園と支援施設等との距離関係
- ・移動支援の施策状況や事例
- ・ユニバーサル遊具のより良い運用事例（サイン看板、並び列等）
- ・当事者の方々の公園の利用動向

など

4. どのような選択肢を確保すべきか？実現性は置いておいて、まずは方法のバリエーションを豊かにしたい

課題の所在を明らかにし、それらを社会的に解決する。では、その解決方法とはどのようなものか。予算上限や地域の実情等を踏まえながら、その有効性や実現可能性は勘案するとして、まずはバリエーションを豊かにしておくことが大切であると考えます。例えば、一口に遊びと言っても、遊具に頼らない遊びのあり方ということも大切にしていきたいと考えています。令和6年度の業務を通して、これらの知見を豊かにしていきつつ、その成果を随時公開していきたいと考えています。

[ハード]

- ・大型ハード整備（インクルーシブ遊具／居場所空間）
- ・中型ハード整備（インクルーシブトイレ／菜園やグリーントネル／藤棚等の日陰／ベンチ／スロープ など）
- ・小型ハード整備（落ち葉プール／バードハウス／小型スロープ など）

[仕組み]

- ・サイン看板の設置（並び列の明確化／普及啓発／タイマー等の時計も含む など）
- ・シンボルの運用（認知症ケアの「オレンジリング」を例とするもの など）
- ・駐車場の運用（優先利用／予約対応 など）
- ・遊び道具貸出の運用（チョーク／フラフープ／シャボン玉 など）

[人]

- ・支援人材の育成と組織化（積極支援／理解提示／会話機会創出 など）

飯野由里子・星加良司・西倉実季『「社会」を扱う新たなモード - 「障害の社会モデル」の使い方』（生活書院）より

障害学の理論研究が明らかにしてきたのは、障害者の経験する困難とは、マジョリティである非障害者とマイノリティである障害者との間の「権力 (power)」の非対称な分配によって生じる問題だということだ。マジョリティの側は、自分たちにとっての問題の解決を「社会」に期待することができるという意味で特権的な立場にあるが、実はその特権は、何が「社会」によって対処されるべき問題かを定義する権力をマジョリティの側が握っていることによって支えられている。他方、マイノリティの側は、そうした権力を持たないがゆえに、自分たちの問題を「社会」によって放置され、排除されてきた。障害問題とは、心身機能の優劣の問題ではなく、こうした権力と特権の不均衡な配置の問題だと主張することが、社会モデル提起の狙いだったのである。

P22

新パラダイムの「心のバリアフリー」では、障害者に困難を生じさせている社会的障壁の存在に気づくこと、さらに、そうした障壁は、これまで社会がマジョリティである非障害者の利害を優先し、マイノリティである障害者の利害を無視・軽視してきたという偏りの堆積物であると気づくことが重要視されている。つまり、私たちが生きているこの社会が、現に不均衡なものとして成り立ってしまっているという認識が、重要なエッセンスとして置かれている。

しかし、「心のバリアフリー」の目標が、未来において実現されるべき社会像として設定され、それが「すべての人」とか「誰も」といった無人称の形で一般化されるとき、そうした現実の不均衡についての認識が後景化する恐れがある。～ 「すべての人が」「誰もが」など、人びとの間にある差異や多様化を平板化するフレーズは、その通りのよさと引き換えに、一部の人の生において現に起こっている深刻な問題から目を反らす効果をもっている。

P84

ルールや慣行が社会的障壁として認識されにくいのはなぜか。その理由としてまず考えられるのは、段差などの視覚的に対象化できるものとは違い、見えにくいものであることだ。「物理的な障壁」に加えて「制度的な障壁」「文化・情報面の障壁」「意識上の障壁」を「障害者を取り巻く四つの障壁」として指摘したのは、平成七年（1995）年版の『障害者白書』であった。すでに四半世紀以上が経過しているが、国の行政機関や地方公共団体などが障害について説明する際には、今なお「物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁」と注意を喚起していることから、社会的障壁が物理的なものとして限定的に理解される傾向は根強いと言えるだろう。

ルールや慣行が社会的障壁として認識されにくもうひとつの理由は、自明性の壁である。既存のルールや慣行は、障害のない多数派の必要性や利便性に合わせて形成され運用されているため、大多数の人々に自明視されており、それが特定の誰かに排除的に作用することに気がつきにくいのである。

P204

たとえば、街で困っている障害者を見かけても無視して通り過ぎる人が多いことは、解決された方が良い問題ではある。だがその際、「声かけ」や手助けに消極的・非協力的な人々の態度のみを原因とみなしてしまうと、障害者に対するやさしさや思いやりを醸成しさえすれば、問題が解決できるかのような印象を強めてしまう。その結果、障害者を困らせるそもそもの原因となっている社会の作られ方、すなわち障害のない人たちの都合や利便性に合わせて社会の環境やルールを設計・設定しまっているという事実から、都合よく目をそむけることができってしまう。

P241

朱喜哲『<公正（フェアネス）>を乗り越なす—正義の反対は別の正義か』（太郎次郎社）より

まず「合理的配慮」について、その定義を確認しておきましょう。国連で採択された「障害者権利条約」の第二条に定義がありますので、外務省ホームページにおける和文を、一部原語（英語）を補いながら紹介します。

「合理的配慮（*reaconable accommdation*）」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更（*modification*）及び調整（*adjustments*）であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

ここで「配慮」の内実として言い換えられているのは、（必要かつ適当な）「変更」および「調整」です。おそらくこれらの訳語との兼ねあいから「配慮（*accommodation*）」という語が選ばれているのだと思いますが、英語の「*accommodation*」も、本来であれば「調節」や「適応・順応」、あるいは「便宜」といったあたりが最初の候補となるような単語です。たとえば、慣用表現で「*accomondation ability*」という場合には、「（眼の焦点を合わせる）調節力」を意味します。まさにこの眼の焦点を合わせる調節力のように、個人の努力や感情的リソースを要するような能動的アクションではなく、機能がうまく働いているならば自動的に作動する機構を意味するような単語です。

P234

ジョアン・C・トロント、岡野八代 監訳、相馬直子、池田直子、富岡薫、對馬果莉 訳『ケアリング・デモクラシー』（勁草書房）より

市民が踏み出すべき第一歩であり、かつかなりの勇気を要するのは、各人が人間の傷つきやすさを認めるということである。私たちはみな、ケアの受け手である。人びとが乳幼児であるときや病弱であるとき、また高齢のため衰弱しているときには、これは確かな真実である。しかし、あらゆる人びとはつねにニーズをもっている。市民が自分自身のニーズを認識しようとするならば、他者がニーズをもっているということも認識できるようになる。自分自身がセルフケアをしているということを認識すれば、自分の時間とエネルギーのいかに多くを自分自身と他者のケアに捧げているかも見えてくるのである。

P209

「自立した職業人（マン）」というイメージが存在し続ける限り、ケアを必要とすると思われるひとたちは周縁化されることになる。多くの人が指摘してきたように、このような「人間（マン）」のイメージが、私たちが市民について考える方法をこれほどまでに支配しているということは、かなり驚くべきことである。なぜなら、そのイメージが人間がどのように生活をしているのか記述できないことは明らかだからだ。

p235

田中みゆき『誰のためのアクセシビリティ？ 障害のある人の経験と文化から考える』（リトルモア）より

アメリカの障害のある人たちのなかでも、障害を擬似体験することはしばしば批判されてきた。なぜなら、障害者について語るうえで、身体あるいは感覚などの特性だけでひと括りには決してできない、障害のある人によって生きた経験（lived experience）を当事者が語ることが大切だと考えられているからだ。それには、一人の人が障害のある身体を持つことにより社会のなかで受ける差別、障壁を乗り越えるために日々行っている工夫、障害があるからこそつくることのできた他者との関係性など、さまざまな個別の経験が含まれている。

p145

アメリカは、一九六〇年代から続いた障害者権利運動の末に、「障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act 略してADA）」という障害のある人が障害のない人と同様に生活を営むことができる機会を保証する法律を、一九九〇年に世界に先駆けて制定した。～中略～ アメリカにいる間に「アクセシビリティはチェックリストではない」という言葉を何度聞いたかわからない。慢性的疾患があるアーティストのキャロリン・ラザードが作成したガイドライン「Accessibility in th Arts: A Promise and a Practice（芸術におけるアクセシビリティ：約束と実践）」には、こんなことが書かれている。

「ADAに則っていることが、真にインクルーシブな文化空間をつくる唯一の方法ではありません。インフラだけでなく、施設をアクセシブルにする展示やプログラム自体も考慮することが重要です。展覧会、上映会、パフォーマンス、トークは、招き入れたいコミュニティを反映していますか？それらは、そのコミュニティの懸念、ニーズ、および論点を扱っていますか？施設は、プログラミングと展示を包括的に考え、さまざまなコミュニティに入り込み、そこから広がっていく方法をどのように考えることができるのでしょうか？」

p149

障害者コミュニティのなかでイベントなどを開催するとき、タイトルに「Crip」という言葉が含まれることがしばしばある。「Crip」は、かつて蔑称として使われていた「cripple（不具）」を、当事者たちがプライドを示したり障害者の権利を訴えるような文脈で用いたりすることで、それらの言葉を当事者たちが肯定的に取り戻すものだ。「Queer」も、もとの「風変わりな」という意味が性の多様性を表す肯定的な言葉として当事者によって取り戻されたように、障害者文化とクイア文化は呼応し交差しながら発展している側面がある。そこから生まれた「Crip Theory（クリップセオリー）」のなかに、「clip time」という概念がある。それは、成長や発展に向かって直

線的に進む一般的な時間の規範に沿わない時間のことを指す。たとえば、移動するのに障害のない人よりも多くかかる時間。外出の後、障害のない人よりも多くのことに注意を向けないといけないことによる疲労から回復する時間。障害のある身体を持つと、何かをするときに障害のない人よりも疲れや痛みを伴ったり、念入りな準備や計画が必要なことが多い。アリソン・ケーファーはその概念について、「障害のある身体が時計に合わせるのではなく、時計の方を障害のある身体に合わせるのだ」と言う。

p153